

徳島市農業委員会定例総会 議事録

| | |
|-------|---|
| 1 とき | 令和元年11月26日(火) 開会 午後 3時15分 閉会 午後 4時15分 |
| 2 ところ | 徳島市役所 13階 大会議室 |
| 3 議長 | 会長職務代理 岸本 昇 |
| 4 出席者 | <p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 2番委員 橘 栄一 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 8番委員 西 一 9番委員 久米 裕純 10番委員 川人 泰博 11番委員 佐々木永薫 12番委員 森 政雄 15番委員 細川 勝義 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 朝田 三郎 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>3番委員 大平 雅義 5番委員 谷野 勝 7番委員 山本 喜代治 11番委員 松浦 義幸 18番委員 政岡 茂</p> |
| 5 欠席者 | 7番委員 能田 義弘 13番委員 品山 昌美 14番委員 植田美恵子 16番委員 谷川 興一 |
| 6 欠員 | なし |
| 7 議事 | <p>(1) 農地関係議案 付議案件</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 非農地証明願の審議について 第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第6号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none">1. 農地法第3条の3第1項第1号の規定に基づく届出について2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について5. 農地法第18条第6項の処理について6. 農地の転用制限の例外（法第4条）による届出について7. 地目変更登記に係る照会に対する回答について8. 転用届出の訂正について（5条届出） <p>(2) 農政関係</p> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none">1. 令和2年度に向けた農業施策等の市長提言に対する回答について2. 2020年度徳島県重点農業施策に関する政策提案について |
|--|---|

令和元年11月 徳島市農業委員会総会 議事録

(開会 午後3時15分)

議長 ただいまから令和元年11月徳島市農業委員会総会―農地関係を開会いたします。
本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える15名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届けのありました委員は、7番・能田 義弘委員、13番・品山 昌美委員、14番・植田 美恵子委員、16番・谷川 興一委員です。
はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、本日の議事録署名者は、3番・天羽 俊文委員、15番・細川 勝義委員にお願いします。
それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。
では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。
それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページをお開きください。
全ての申請について法定の添付書類は整っております。
農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。
1番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のため、農地6筆に賃貸借権を設定するものです。譲受人の耕作面積は許可後118aに至り、譲受人は対象地において、ブロッコリーや枝豆等の栽培を行うとのこと。
第3号議案は、以上1件となり、対象地は、畑4,754㎡です。
以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。
それでは、御発言が無いようので採決いたします。
第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、本案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案については本案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。
それでは、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。
なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。

農業委員会法第31条第1項に定める、議事参与の制限の規定に基づき、大貝 美治委員に、御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書2ページをお開きください。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番は、申請人が農家住宅に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、本件農地は約30年前に申請人の父によりプレハブの建物を設置して以降、耕作をしていない状態でした。そして、平成18年に申請人が現在の居宅を建築しましたが、本件土地が農地のままであることがわかり、申請に至ったもので、現在も居宅として利用されていることから、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、申請地は、既に住宅が建築されており、このたびの申請について、設置当時に農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

2番は、申請人が農業用倉庫に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、申請人は、稲作のほか、果樹や花の栽培をしており、農業用機械や作物などの保管をするために申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、本件農地には、戦後当時から既に農業用倉庫が設置されており、既存倉庫を取り壊し、新たに倉庫を建築するものですが、このたびの申請について、現在に至るまで農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

3番は、申請人が農業用倉庫に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は花木集荷場及び、農機具の収納庫として、昭和62年頃に農業用倉庫を設置しましたが、本件土地が農地のままであることがわかり、この度の申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、このたびの申請について、設置当時に農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

4番は、申請人が露天貸資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は、県外に在住しており、農業を継続することが困難となったため、土木工事業者と賃貸借契約を結び、土砂や重機などの資材を置く計画です。土木工事業者の工事取引先や施工現場の多い地域内にある本件土地が候補に上がったとのことで、事業所からの距離は約3.5kmになります。また、事業取扱高の実績もあることから、聞き取り及び申請書面上では転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられず、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しています。

第2号議案は、以上4件で、転用面積は、田1,021.62㎡、畑483.61㎡の計1,505.23㎡。転用目的の内訳は、住宅用地280.61㎡、駐車場・資材置場565㎡、その他施設用地659.62㎡になります。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が着席するまでお待ちください。

では、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書3ページを御覧ください。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、店舗（美容院）に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されません。一般基準について、譲受人は母親が所有する申請地で、美容院開業のため店舗を建築することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番は、譲受人が賃貸借権を設定し、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は再生可能エネルギー発電事業を営んでおり、土地所有者が今後の土地管理について検討しているところ、太陽光発電に関心を持っていたことから、話がまとまり、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、太陽光発電施設で転用面積が1,500㎡を越えて大規模であるため、今月の15日に多家良地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

3番は、譲受人が所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、不動産業及び土木建築業を営んでおり、請け負っている現場は、現在利用している資材置場からは遠方であり不便であったため、以前から現在利用中の資材置場の廃止を考え、新たな候補地を探していました。申請地は、新築を依頼された道路の対測地にあり、他の現場にも近く便利になることから、新たな資材置場として利用することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

4番は、譲受人が所有権を移転し、世帯分離住宅に転用するものです。立地基準については、おおむね10ha以上の一団の農地の区域内に位置する第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。

一般基準について、譲受人は、夫の実家で同居していますが、子供の成長とともに新たな住居を構えたいと考え、父親が所有する申請地で建築することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

5～6番は、譲受人が所有権を移転し、グラウンドに転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、私立の幼稚園から小・中・高等学校までを経営しており、近年の生徒数増加に伴い、運動施設が不足状況となっていることから、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の13日に応神地区の委員さん2名、事務局1名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

7番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、庭園及び進入路に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、現在の借家が手狭になり、居宅を新築することを計画し、隣接する申請地を庭園及び進入路として利用することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、一部の現地は既に転用行為が行われており、この度の申請について、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

第3号議案は、以上7件で、田が5,245㎡、畑が384㎡、計5,629㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地 384㎡、駐車場・資材置場323㎡、その他施設用地4,922㎡です。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の橋委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

橋委員 今月15日の午前10時から2番案件の地区審査を実施したので報告します。参加者は、私と岸本委員、井川推進委員、石田推進委員、転用者側2名、事務局2名の8名です。申請対象の農地は、坂東池から南西へ約300mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定して太陽光発電施設に転用しようとするものです。土地の造成については、申請地一面に生い茂る草を刈り、重機にて転圧をかけた後、支柱及びパネルを設置し、周囲にはフェンスを新設するとのこと。排水については、雨水のみで、地元の水利組合との協議も整っており、排水同意書が提出されているようです。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、多家良地区の委員は、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。この土地は以前から耕作放棄地の近くで、やや問題があった土地でしたが、この度の転用によって、1つ解消されたのかなという印象という印象です。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、5～6番の案件で地区審査を行ったという

ことですが、本日応神地区の委員さんが欠席ということですので、品山委員さんからの心証等の書面がありますので、事務局担当者が代読します。

事務局 事前に品山委員からお預かりした地区審査の心証を読み上げさせていただきます。11月13日午前10時より、地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、高畠委員と私、事務局が1名、転用者側1名の計4名です。申請地は、私学の学生寮の西側隣接地です。申請人は、私学の学校法人で、所有権の移転を受け、グラウンドに転用しようとするものです。私学は、スポーツを通じた学校教育に注力しており、近年の生徒数の増加に伴って、現在の運動施設では足りない状況となっています。私学の特性を生かすためにも、スポーツ練習施設の整備が必要不可欠となっているため申請に至りました。被害防除措置について、造成計画は、既に四方はコンクリート擁壁で囲われており、東側と北側は学校施設となっています。また、西側は住宅地でブロック塀により区分されており、南側は市道で隣接する農地も無く、既に造成高も確保されているため。砕石敷設転圧を行い、グラウンド用の舗装土で整地します。排水計画は、雨水のみで地下浸透処理することです。今回の申請について、吉野川土地改良区及び応神水利組合との協議も整っており、被害防除措置及び農地法上で許可相当となる条件を満たすものであるため、応神地区の委員は一致してやむを得ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明、地区委員からの心証等は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1～4番案件と7番案件を議案書のとおり許可すること、5～6番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については1～4番案件と7番案件を議案書のとおり許可すること、5～6番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

次の審議に移ります。第4号議案、非農地証明願の審議について、を開始します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第4号議案、非農地証明願の審議について御説明します。議案書5ページをお開きください。まず、本件証明願について所定の添付書類は整っております。

1番の申請地は、方上小学校から南へ約700mに位置しており、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。対象地は、申請人の父によって住宅・倉庫を建築しており、既に60年程度経過しています。農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、昭和61年5月12日撮影の航空写真があり、現地为非農地化していることを現地調査でも確認しております。

2番の申請地は、川内中学校から西へ約800mに位置しており、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。対象地は、申請人の父によって昭和45年頃に住宅を建築し、現在も住宅敷地として利用されております。農地として

機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成11年4月21日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

3番の申請地は、川内北小学校から東へ約500mに位置しており、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。対象地は、申請人の父によって昭和51年頃から店舗駐車場として利用され、アスファルト舗装されています。現在、店舗は閉店しましたが、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成3年3月10日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

4番の申請地は、徳島市西部環境事業所から南東へ約100mに位置しており、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。対象地は、申請人によって昭和42年頃に仮住居及び倉庫として利用されるようになり、現在は倉庫として利用されています。農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成8年4月13日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

5番の申請地は、北井上小学校から東へ約500mに位置しており、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。対象地は、申請人の父によって昭和44年頃に住宅・倉庫を建築し、現在も住宅敷地として利用されています。農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、昭和44年5月1日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第4号議案は、以上5件で、対象地は田815㎡、畑1,878㎡の計2,693㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第4号議案の非農地証明願の審議については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第5号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第5号議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、御説明します。議案書6ページをお開きください。今月の申請は4件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。

2番は、令和●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。

3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。

4番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

第5号議案は4件で、対象地は、田●●, ●●●㎡、畑●●, ●●●㎡、計●●, ●●●㎡となっています。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第5号議案の相続税の納税猶予適格者証明願の審議については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第6号議案、農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条第1項に定める、議事参与の制限の規定に基づき、天羽 俊文委員に、御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第6号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書8ページをお開きください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件は全て満たしていると思われれます。

今月は、新規設定が12件、再設定が13件で合計25件となっており、そのうち、賃貸借権が17件、使用貸借権が8件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1～3番が多家良地区・7筆・3件、4～8番の一部と9番が勝占地区・13筆・6件、10番が上八万地区・1筆・1件、11番が入田地区・1筆・1件、12番が不動地区・1筆・1件、13番・14番が応神地区・6筆2件、15～16番が川内地区・10筆・2件、8番の一部と17～20番が国府地区11筆・5件、21～25番が北井上地区・11筆・5件となっております。

利用権設定については、以上で、田29筆35,104.51㎡、畑34筆36,246㎡の合計63筆71,350.51㎡となります。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議

はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第6号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告事項について御説明します。議案書12ページを御覧ください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。

13ページに渡り7件受理しました。

14ページをお開き下さい。2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件交付しました。

15ページを御覧下さい。3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。2件受理しました。

16ページを御覧下さい。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について、です。17ページに渡り15件受理しました。

18ページを御覧下さい。5番は、農地法第18条第6項の処理についてです。2件処理しました。

19ページを御覧下さい。6番は、農地の転用制限の例外による届出についてです。1件受理しました。

20ページを御覧下さい。7番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。1件回答しました。

21ページを御覧下さい。8番は、5条転用届出の訂正についてです。1件受理しました。

報告事項の説明については、以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はありませんか。

それでは、御意見がないようなので、次の農政関係の報告へ進めたいと思います。

まず、8月の総会で審議していただきました「令和2年度に向けた農業施策等の市長への提言」を9月27日に川人会長他6名で、提言書として市長に手渡したところでございますが、その回答が11月15日付けでありましたので、報告事項(1)として御報告いたします。

また、「2020年度徳島県重点農業施策に関する政策提案」についてでございますが、県農業会議が県内の各農業委員会の意見を集約して、10月2日に県へ提出したということでございますので、その内容と提案に対する知事のコメントを報告事項(2)として御報告いたします。

それでは、報告事項(1)、(2)をまとめて事務局から説明を受けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局 説明

議長 ただいまの説明につきまして、御意見御要望はございませんか。

委員 意見なし

議長 ないようですので、以上をもちまして、令和元年11月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は12月20日（金）の開催予定となっておりますので、よろしく申し上げます。
（午後4時15分）